30年飛び級 基本編　第26講『お金の置き場所は、4つの駅でできている』の付録

18歳になる前に出会う契約　10の場面

親の同意なしに結んだ契約は、18歳未満なら原則として取り消せます。でも例外があり、18歳からの契約は取り消せません。

	場面	18歳未満なら（親の同意がないとき）	取り消せなくなる典型	18歳になったら
1	**スマホゲームの課金（自分のアカウント）**	原則取り消せる（必ず取り消されるとは限らない）	おこづかいの範囲／年齢確認で大人を選んだ	ネットで自分から買ったので、クーリング・オフはない
2	**親のスマホ・親のアカウントで課金**	親が払ったとみなされる場合がある	親の決済とみなされる	（同上）
3	**通販の「初回お試し」が実は定期購入**	原則取り消せる	初回分がおこづかいの範囲	クーリング・オフはない。最終確認画面の表示が足りなければ取り消せる
4	**SNS広告の脱毛エステ・美容医療**	原則取り消せる	分割払いに親が同意した	1か月をこえて5万円をこえる契約ならクーリング・オフ（8日）
5	**推し活のチケット（SNSで譲ってもらう）**	決まりの上では取り消せても、相手がわからず返金が難しい	先にお金を送った	個人どうしの取引は、消費者を守る法律の外になりうる
6	**サブスク（動画・音楽・アプリ）**	原則取り消せる	月額がおこづかいの範囲	自分で解約しないと、ずっと続く
7	**スマホ本体の分割・回線の契約**	親の同意を求められることが多い	親の同意書がある	回線は8日以内なら解除できることがある。端末の分割はクレジットで、払い遅れは記録に残る
8	**副業・情報商材（「スマホで簡単に稼げる」）**	原則取り消せる	18歳以上だとうそをついた	勧誘のされ方によってはクーリング・オフ（20日）。ネットで買っただけならない
9	**教習所・合宿免許**	原則取り消せる（17歳6か月で受験できるので、高3が未成年のうちに申し込む場面が増えた）	親の同意を得て申し込んだ	店で申し込めば、クーリング・オフはない
10	**原付・中古バイク・中古車を買う**	原則取り消せる	18歳以上だとうそをついた／親の同意書	店で買えば、クーリング・オフはない

問1 17歳11か月の高3が、ネットでサプリを買った（親には言っていない）

→ 原則として取り消せる

問2 18歳1か月の高3が、同じサプリを買った

→ 取り消せない（18歳は大人）

問3 17歳で買い、18歳で2回目を払った

→ 取り消せると知って払うと、取り消せなくなることがある（追認・民法124条・125条）

38.6 「18歳になった高校生が保護者に内緒で購入した商品の契約は取り消せる」の設問の、15歳の正答（%）。正解は「取り消せない」

主な出典：民法（4・5・21・124・125条）・国民生活センター・特定商取引法・警視庁・金融広報中央委員会「15歳のお金とくらしに関する知識・行動調査」。困ったら188（消費者ホットライン）
2026年10月20日に確認。使うときは必ず最新の公式の情報を確かめてください。　秋元進吾（akimo10shin5.com）